

静岡県告示第20号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する土肥港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和元年5月14日

土肥港港湾管理者 静岡県

静岡県知事 川勝平太

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
待合所	フェリー待合所	伊豆市土肥字火振向坂2920-5	面積 136.00㎡
駐車場	フェリー駐車場	伊豆市土肥字火振向坂2920-5	面積 250.00㎡
護岸	フェリー接岸護岸	伊豆市土肥字火振向坂2920-5	延長 178.55m
係留施設	フェリー接岸ドルフィン	伊豆市土肥字火振向坂2920-5	延長 80.65m

2 供用を開始する日

令和元年6月1日